

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月十四日

奈良県人事委員会委員長 音田昌子

奈良県人事委員会規則第九号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の項中

課長	自動車警ら隊長
----	---------

を

課長

に改める。

附 則

この規則は、平成三十年三月二十三日から施行する。